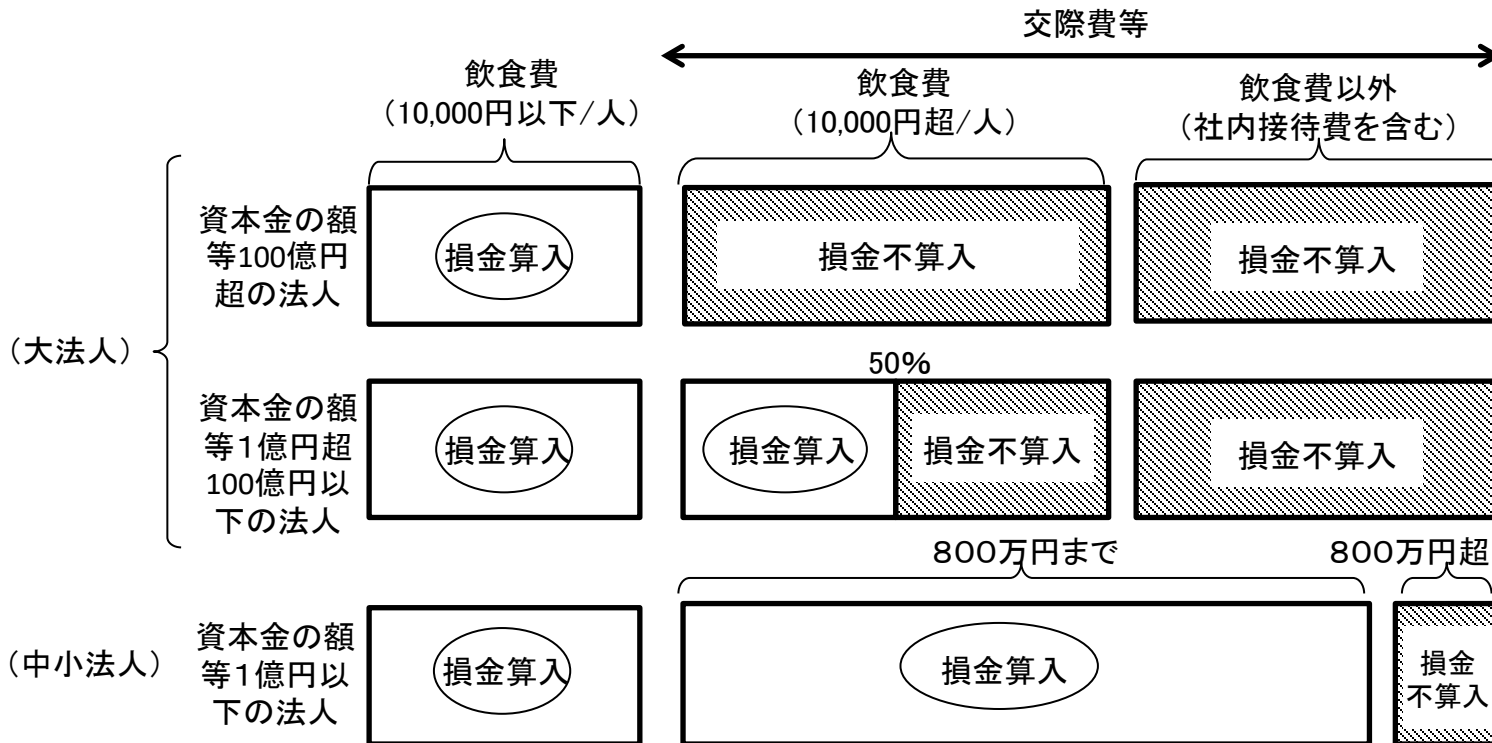


交際費等の損金不算入

制度の概要

- (1) 資本金の額等が100億円超の大法人が支出する交際費等の額は、損金の額に算入しない。
- (2) 資本金の額等が1億円超100億円以下の大法人が支出する交際費等の額は、飲食のための支出（社内接待費を除く。）の50%を超える金額は損金の額に算入しない。
- (3) 資本金の額等1億円以下の法人が支出する交際費等の額は、飲食のための支出（社内接待費を除く。）の50%と定額控除限度額（年800万円）を選択した上、それを超える部分の金額は損金の額に算入しない。



本制度の対象となる交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（1人当たり10,000円以下の一定の飲食費などを除く。）をいう。

※中小法人は、「飲食費の50%を損金算入」を選択することも可